

## G 7 男女共同参画担当大臣会合 大臣声明（仮訳）

我々カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の閣僚、そして欧州委員（法務、消費者、男女共同参画担当）は2017年11月15、16日にタオルミーナで開催されたG 7 男女共同参画担当大臣会合のために集まった。

- 従前のG 7、G 20 議長国の成果と声明、及び関連する国際的な枠組み、特に北京宣言及び行動綱領とそのレビュー会議の成果文書、国連事務総長による女性の経済的エンパワメントに関するハイレベル・パネルの行動へのグローバルな呼びかけ、持続可能な開発のための2030アジェンダへのコミットメントを再確認し、
- 2017年5月26、27日にタオルミーナで開催されたG 7 首脳会議にて採択された「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG 7 ロードマップ」にて示された原則や優先事項を強調し、
- G 7 諸国における男女間の平等について、計測可能かつ持続可能な前進を達成するため、上記のロードマップにて示された質・量両面に係る具体的な目標の重要性を認識し、
- 男女間の平等促進のため、G 7 諸国のこれまでの努力と前進を認識するとともに、現実にジェンダー平等を達成している国はないことから、目の前に存在する課題、埋めていくべきギャップについて認識し、
- 女性や女児のエンパワメント、及び平和・安全・持続的発展にとって普遍的かつ不可欠な要素であることから、男女双方の機会均等、人権の保護・充実及び女性と女児の根本的な自由の確保の重要性を再確認し、
- 男女の機会均等は、経済成長、経済的繁栄と競争促進にとって極めて重要であり、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは平等かつ包摂的・持続的発展にとって不可欠な前提条件であり、またそれ自体が重要な価値、かけがえのない目的であることを認識し、

- －ライフサイクルを通じた女性のエンパワメントへの構造的な障害は、民間、公的部門両面での様々な形態の差別、ジェンダーに関する固定観念、女性にとってマイナスの社会的規範や考え方により引き起こされていることを認識し、
- －男女間の労働条件の不均衡、女性の職業上の昇進機会が限定的であること、インフォーマルな非正規の雇用形態の増加について、懸念を表明し、
- －女性の完全な、平等かつ効果的な社会参画や、経済的・政治的意思決定のためのリーダーシップや高位の職へのアクセスは、経済成長とG7諸国の持続的な発展のために不可欠であることを認識し、
- －女性と女兒に対する暴力は、人権侵害かつ女性と女兒の経済的エンパワメントへの明白な障害であり、男女間の力関係において歴史的・構造的に不平等をもたらす要因であり、GDPを含め、直接・間接に社会に対する重大なコストとして根強く残存していることを認識し、
- －男女間の平等は市民社会の構成員、NGOとの積極的で十分な関与なしには達成できないことを認識し、
- －このG7男女共同参画担当大臣会合において行われた議論の成果を歓迎し、考慮する。

「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」で合意された施策や行動指針の実装、モニタリングにコミットすることを主張し、とりわけ、

- －女性の社会参画を増進し、すべての社会・経済・政治活動におけるすべての段階の意思決定におけるリーダーシップへの機会均等と公正な選抜を促進し、
- －女性の起業家を促進し容易にする持続可能な具体的方策の採用を検討し、そのイノベーション、職の創出及び経済成長への貢献について再確認し、

- －女性の労働参加を高めること、雇用の質を改善すること、男女間の平等を高めることを通じ、男女間の労働参加率の差を縮減し、
- －無償労働、家事労働の価値及び経済への貢献に係る公衆の認識を高め、男女間のケア責任の公正な分担を促進し、
- －無償労働にかかる負担を緩和し、女性が労働市場の一部であることを保証するため、子供やそのほかの扶養家族への家族のケア労働を支える社会インフラに投資し、
- －ワークライフバランスと同一賃金政策を発展させ、不安定な雇用をなくし、勤務条件を改善し、生涯を通じて柔軟な働き方、ファミリーフレンドリーな方策を男女双方に対し企業が認めることを奨励し、
- －女性と女兒の科学・技術・工学・数学・医学（STEMM）分野における教育・キャリア参加、及び高技能・高収入のすべての分野と現在特に女性や女兒が少ない分野における参画を促進し、
- －人的・金銭的な支援に裏打ちされた、女性や女兒に対する暴力に関する国内戦略や実行計画を策定することを通じ、幼い児童の強制された婚姻や割礼、家庭内及びパートナーからの暴力、性的及び労働搾取目的の人身売買を含め、女性に対するすべての形態の暴力及び公的・私的側面における嫌がらせを防止するためのあらゆる手段と適切な措置を実施し、被害者を保護・社会復帰に導き、犯罪を効果的に調査し、加害者を起訴する。

そして、現存する男女間格差を縮小するために考え方、政策、文化に変化をもたらすため、すべての形態の女性に対する暴力と差別をなくすため、G7諸国における男女間の平等を達成するために、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」にて示された質的・量的な目標・期日それぞれを達成するための所要のあらゆる努力を講じる。